

介護保険法施行令等の一部改正に伴う負担限度額等の変更について（入所）

【新：令和3年8月1日から】

所得の状況	預貯金等の 資産の状況	居住費の負担限度額 (円/日)		食費の負担限度 額 (円/日)
		従来型個室	多床室	
第1段階 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方 ・生活保護受給者の方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	490	0	300
第2段階 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方	単身： 650万円以下 夫婦： 1,650万円以下	490	370	390
第3段階① ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 年額80万円を超え120万円以下の方	単身： 550万円以下 夫婦： 1,550万円以下	1,310	370	650
第3段階② ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 年額120万円を超える方	単身： 500万円以下 夫婦： 1,500万円以下	1,310	370	1,360
第4段階 上記以外の方		1,668	377	1,445

※65歳未満（2号被保険者）の資産要件については、段階に関わらず1,000万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて2,000万円以下）



【旧：令和3年7月31日まで】

所得の状況	預貯金等の 資産の状況	居住費の負担限度額 (円/日)		食費の負担限度 額 (円/日)
		従来型個室	多床室	
第1段階 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方 ・生活保護受給者の方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	490	0	300
第2段階 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方		490	370	390
第3段階 ・世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない方		1,310	370	650
第4段階 上記以外の方		1,668	377	1,392